

## さいたま市告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第55条第1項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条及び第55条第1項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名称	所在地	開設者名	指定年月日
日進おとなこども歯科	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目505-1	毛利 克哉	R8.3.1
ドラッグセイムス大宮吉野町薬局	埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目334-7	株式会社富士薬品 代表取締役 高柳 昌幸	R8.3.1
南山堂薬局北与野北口店	埼玉県さいたま市中央区本町東6丁目1-3	株式会社南山堂 代表取締役 奥 益	R8.2.1
H&Sデンタルクリニック浦和	埼玉県さいたま市浦和区仲町4丁目1-15 4 F	前田 慶子	R8.3.1
南山堂薬局さいたま新都心東口店	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目7-13	株式会社南山堂 代表取締役 奥 益	R8.2.1
富士薬局与野店	埼玉県さいたま市浦和区上木崎4丁目2-23 L a V e r t 上木崎1階	株式会社A&P 代表取締役 村上 典夫	R8.2.1